

コード決済取扱通信販売加盟店特約 A

コード決済取扱通信販売加盟店特約A

特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシーピーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。

第1条 (総則)

コード決済取扱通信販売加盟店特約A（以下「本特約」という）は、当社およびJCB（以下「両社」という）所定のJCB通信販売加盟店規約（以下「原規約」といい、原規約と本特約を総称して「原規約等」という）に定める加盟店が、第2条に定めるコード決済サービスを取扱う場合に適用する特約事項を定めるものです。

第2条 (用語の定義)

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとし、

- 「コード決済サービス」とは、第4条第1項に定める方法により、原規約第2条第10項に定める信用販売を行うことを可能とするサービスで、ホームページ（<https://www.jcb.co.jp/merchant/regulation/index.html>（以下「加盟店規約閲覧ページ」という）のうち「コード決済サービスA（通信販売）」に記載する決済サービスを個別にまたは総称していい。
- 「決済コード」とは、会員がコード決済サービスを利用するために発行者から発行されるQRコードまたは1次元バーコードをいいます。なお、決済コードおよび会員端末ならびに第4条第1項に定めるID等は原規約第2条（用語の定義）第5項に定める「カード」に含まれるものとし、
- 「ブランドホルダー」とは、コード決済サービスを管理および運営する事業者をいいます。両社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、ブランドホルダーは原規約第2条第6項に定める「提携ブランドカード会社」に含まれるものとし、
- 「発行者」とは、ブランドホルダー、またはブランドホルダーが会員に対するコード決済サービスの提供者として指定する会社または組織をいいます。コード決済サービスにつき、両社が加盟店における取扱いを承諾した場合、ブランドホルダーは原規約第2条第7項に定める「提携ブランドカード発行会社」に含まれるものとし、
- 「コード決済取引」とは、会員が加盟店より、商品等を購入または提供を受けた際に、金銭等による弁済に代えて、両社指定の方法に基づき、取引情報を送信することにより、会員に代わって当該商品等の対価を当社が加盟店に支払う方法による取引をいいます。
- 「コード決済センター」とは、コード決済取引毎に発行者の承認結果を加盟店に送信し、発行者の承認に基づき、加盟店のために売上データを作成する情報処理センターをいいます。
- 「会員端末」とは、会員が所持する、発行者の定める仕様に合致した、コード決済取引を利用するための機能を備えた機器をいいます。

第3条 (コード決済サービス取扱いの申請・承諾等)

- 加盟店は本特約に基づきコード決済サービスを取扱うには、原規約等を承認のうえ、両社所定の方法で届け出ることによって、これを申し込み、両社の承諾を得るものとし、
- 加盟店は、本特約に基づき両社に届け出た事項について、両社がブランドホルダーに提供すること（ただし、個人情報については原規約第26条第2項および第3項の定めによる）につき、あらかじめ承諾するものとし、
- 加盟店は、ブランドホルダー、当社またはJCBが、コード決済取引の安全管理措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとし、
- 加盟店は、本特約に基づくコード決済サービスを利用するにあたり、ブランドホルダーが定めるガイドライン等（以下「サービスガイドライン」という）がある場合には、これらを遵守して取扱うものとし、
- 加盟店が、本条第1項に基づき両社の承諾を得た後、本特約に基づき両社が取扱うコード決済サービスの種類が追加される場合には、両社は、追加の対象となるコード決済サービス（以下「追加サービス」という）に関する以下の事項を両社所定の方法（加盟店が両社に届け出たアドレス宛にEメールを通知する方法または他所定の方法）により、加盟店に通知します。
 - ①名称、②ブランドホルダー、③手数料率、④追加サービスに関する利用方法・利用条件（立替払契約の取消し・解除条件を含む）等に関して別途特約が存在する場合（以下、特定のコード決済サービスのみ適用される特約のことを「個別特約」という）には個別特約の内容、⑤上記のほか通知を要する事項がある場合には当該事項
- 前項に基づき両社が通知を行った加盟店は、当該コード決済サービスの追加を希望しない場合には、当社またはJCBに対して、追加サービスを取扱わないことを通知するものとし、
- 加盟店が前項の拒絶通知を行わないまま、追加サービスを取扱った場合には、加盟店は、追加サービスが本特約の適用対象となること、および個別特約が適用されることについて同意したものとみなします。
- 原規約に基づき両社の承諾を得て、加盟店が加盟店の合併または会社分割等に基づき加盟店の地位の承継を行うときは、当該地位を承継した者は、両社に対し、すみやかに、承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届け出るものとし、
- 加盟店は、原規約等を遵守するものとし、これに違反し、または同規約に基づく取引に関連して、両社およびブランドホルダーに損害を与えた場合はこれを賠償するものとし、
- 加盟店は、当社またはJCBが原規約第5条（届出事項の変更）に基づき取得した情報（同条第4項に基づき取得した情報を含む）、ならびに、本条第2項、第8項および第4条第8項に定める書類その他本特約に基づき両社に提出する書類をブランドホルダーおよび発行者に対して提供することに同意するものとし、

第4条 (コード決済取引)

- 加盟店は、両社所定の方法により、ブランドホルダーが表示する決済コードから会員が会員端末を使用して取引情報を読み取ったうえで、会員端末において決済を承認する方法、会員が会員端末においてコード決済サービスのアプリケーションで決済を承認する方法、または、会員が会員端末におけるブランドホルダー所定の画面においてブランドホルダー発行のID・パスワード（以下「ID等」という）を入力する方法により、コード決済取引を行うものとし、
- 加盟店は電子消費者契約および電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第3条ただし書に規定する申込みまたは承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じるものとし、
- 加盟店はコード決済取引の対象となる取引や商品等につき、制限を設ける場合があることをあらかじめ承諾するものとし、
- 加盟店は、会員の承諾なく、会員に対し、コード決済が利用できる旨の電子メールによる広告を行ってはならないものとし、
- 加盟店は、通信販売にかかるサイト（以下「通信販売サイト」という）において配信する情報（以下「コンテンツ」という）について、次の各号に定める事項を保証するものとし、
 - (1)第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと。
 - (2)第三者の名誉を毀損せず、プライバシーを侵害しないこと。
 - (3)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを含んでいないこと。
 - (4)犯罪を構成しないこと。
 - (5)公序良俗に違反しないこと。
 - (6)その他の関連諸法令等に違反しないこと。

- 6.加盟店は、通信販売サイト上にリンクを設定する場合には、当該リンク先の情報についても前項に定める事項を保証するものとします。
- 7.加盟店は、通信販売サイト上に設定されたリンク先が関連諸法令、公序良俗に反している等、当社またはJCBが不適当と認め、これを通知した場合は速やかにリンクを削除するものとします。
- 8.加盟店は、当社またはJCBが要求する場合は、コード決済サービスを利用するにあたり、商品等の売買契約等にかかる契約条件を規定した利用規約を定め、通信販売サイトにおいて公衆の閲覧に供するものとします。加盟店は、当社またはJCBが要求する場合は、当該利用規約に当社またはJCBが別途定める内容を規定しなければならないものとします。加盟店は、当社またはJCBが要請した場合、前文に基づき加盟店が制定した利用規約を両社に書面等で提出するものとします。
- 9.ブランドホルダーが加盟店に対し、以下に定める注文関連情報および決済関連情報を提供する場合、加盟店は、両社所定の方法によって、ブランドホルダーから、これらの提供を受けることができるものとします。
 - (1)注文関連情報（コード決済取引により決済された額、商品等の金額その他の注文に関連する情報をいう。以下同じ）
 - (2)決済関連情報（コード決済取引により決済された額、件数、決済の履歴および決済コードその他決済に関連する情報をいう。以下同じ）

第5条（立替払）

- 1.当社は、加盟店がコード決済取引により取得した売上債権につき、本条第2項に基づき、立替払契約が成立し、売上確定処理がなされた商品等代金について、原規約等に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。
- 2.加盟店と当社との立替払契約は、コード決済センターから当社に到着した売上データの売上債権について、当該到着日に成立して、その効力が発生します。

第6条（手数料および支払い）

- 1.加盟店は当社に対し、コード決済サービスの利用による売上金額を合計した金額に、両社の定める手数料率を乗じ、円未満を四捨五入した金額の手数料を支払うものとします。なお、当社は、コード決済サービスごとの手数料率を、別途通知するものとします。
- 2.当社の加盟店に対する支払いは、本特約末尾の表<コード決済の締切日・支払日>の定めに従い、当社に到着した当該コード決済取引の売上金額の総額より、前項の手数料を差し引いた金額（以下「精算金」という）を、支払日に、当社指定の金融機関口座から加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
- 3.当社またはJCBに加盟店に対する債権がある場合には、当社は前項により支払う精算金から当該債権の金額を差し引けるものとします。また、加盟店から当社またはJCBへ精算金以外の債権がある場合には、当社は前項により支払う精算金と合わせて支払うことができるものとします。
- 4.当社は、手数料を変更する場合があります。その場合、当社は加盟店に対し、3ヵ月前までにその内容を通知することで手数料を変更することができるものとします。

第7条（コード決済取引の取消し）

- 1.加盟店は、返品その他により会員とのコード決済取引の取消しを行う場合、コード決済サービスセンターが提供するマニュアルその他両社所定の方法に則り、取消処理を行うものとします。ただし、各ブランドホルダー所定の期間を過ぎた場合は、コード決済取引の取消しができない場合があることを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。
- 2.加盟店は会員とのコード決済取引を取消し、または解除等する場合、コード決済取引の取消しによらず、現金を払い戻す方法で返金することはできないものとします。前項または本項に違反した場合（前項ただし書の場合を含む）、加盟店は当社に対して当該コード決済取引にかかる手数料を支払うとともに、当該コード決済取引およびその取消しにつき一切の責任を負うものとします。
- 3.前二項のほか、加盟店は原規約第19条および両社が別に定めるお取扱いガイドその他の取扱要領等に従うものとします。

第8条（決済コードの不正利用等）

- 1.加盟店は、加盟店におけるコード決済サービスの不正利用のおそれが高いと判断した場合、当社またはJCBが当該加盟店におけるコード決済サービスを直ちに（原則として事前通知を行うことによるが、やむを得ない場合には事後通知とする）停止または終了させることができることをあらかじめ承諾するものとします。
- 2.加盟店は、当社もしくはJCBまたはブランドホルダーが要請した場合、自己の責任と費用負担で、コード決済取引にかかる適切な安全措置を講じるものとします。
- 3.加盟店は、当社またはJCBが加盟店から原規約第22条（調査協力、資料の提出等）第2項に基づき受領した情報をブランドホルダーおよび発行者に対して提供することに同意するものとします。

第9条（苦情・紛争）

- 1.会員からブランドホルダーまたは発行者に対して、加盟店におけるコード決済取引に関して、払戻しの要求その他の苦情が申し立てられた場合、当社またはJCBはブランドホルダーまたは発行者から当該通知を受けた後速やかに、加盟店に対して連絡します。
- 2.加盟店は、当社またはJCBから前項の連絡を受けた日から当社またはJCBが指定する期限までに、両社に対して、会員の苦情内容に対する加盟店の認識を回答し、また会員の苦情内容に対する反論がある場合には、加盟店の反論を立証する資料を提出するものとします。また、加盟店は、両社が加盟店から受領した情報をブランドホルダーおよび発行者に対して提供することに同意するものとします。
- 3.加盟店は、通信販売サイト、または、そのコンテンツ等起因または関連して、当社、JCB、発行者またはブランドホルダーと第三者との間で紛議等が生じたときは、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。両社、発行者およびブランドホルダーが会員その他の第三者との紛議等により損害を被った場合は、加盟店はその一切の損害および費用（弁護士報酬を含む）を賠償するものとします。

第10条（立替払契約の取消しまたは解除等）

- 1.原規約第23条（立替払契約の取消しまたは解除等）第1項各号および次の各号に定める事項を追加するものとします。
 - (13)加盟店が本特約に違反したとき
 - (14)会員から自己の利用によるものではない旨の申し出が、カード会社にあったとき
 - (15)当社またはJCBが別途設定した期限を超過して売上データが当社またはJCBに送付されたとき
 - (16)加盟店と会員との間で取引に関する契約が解除、解約、取消、無効事由の存在その他の理由により消滅したとき
 - (17)ブランドホルダーが立替払契約の取消しまたは解除等を請求したとき
- 2.前項に該当した場合の精算金の保留および返還等については、原規約の定めによるものとします。

第11条（ブランドホルダーの権限等）

- 1.加盟店は、両社がブランドホルダーからの要請があった場合は、コード決済取引に関する情報および加盟店情報（加盟店が個人事業主の場合、当該個人の情報を含む）をブランドホルダーに提供すること、およびブランドホルダーが規制を受ける政府機関、規制当局に開示することがあることをあらかじめ承諾するものとします。
- 2.加盟店は、当社またはJCBからの要請があった場合、直ちに、加盟店の概要を説明する書面、履歴事項証明書およびカード取扱店舗に関する情報等を作成または取得したうえで、これを両社に提出するものとし、かつ両社がこれをブランドホルダーに提出することをあらかじめ承諾するものとします。
- 3.当社またはJCBは、ブランドホルダーの要請があった場合、加盟店に事前の通知を行うこと（ただし、やむを得ない事情がある場合には事後の通知を行うことで足りる）により、加盟店の店舗の全部または一部におけるコード決済サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。
- 4.加盟店は、コード決済取引にかかる商品等、宣伝広告または取引方法等につき不適切とブランドホルダーが判断した場合、当社またはJCBからの要請に従い、改善措置（コード決済取引の取扱いの中止等を含む）を講じるものとします。

- 5.加盟店は、両社に提出した加盟店の商標等に起因して、両社、カード会社、ブランドホルダーが第三者に損害、損失、費用等を生じさせた場合は、これを賠償するものとします。
- 6.加盟店において、不正なコード決済取引もしくは原規約等に抵触する取引またはそれらの疑いのある取引が多発していると当社、JCBまたはブランドホルダーが判断した場合、および加盟店がマネーロンダリングに関与していると当社、JCBまたはブランドホルダーが判断した場合、当社、JCBまたはブランドホルダーは、原則として事前に通知を行ったうえで、加盟店によるコード決済取引の取扱いにつき当該加盟店の調査を行うこと（通常の業務時間内に当該加盟店に立ち入り調査を行うことを含む）ができるものとします。
- 7.加盟店は、コード決済サービスの全部または一部の取扱いが終了したとき、およびブランドホルダーの要請があったとき、ブランドホルダーの指示に従い、ブランドホルダーの営業上の秘密およびコード決済取引に関する個人情報を含む資料等を直ちにブランドホルダーに返却または破棄するものとします。
- 8.加盟店は、コード決済サービスを取り扱うにあたり、当該コード決済サービスにかかるブランドホルダー所定のプライバシーポリシーが適用されることを承認するとともに、これを遵守するものとします。なお、加盟店に適用されるブランドホルダー所定のプライバシーポリシーは、加盟店規約閲覧ページに記載のURLのとおりです。
- 9.加盟店は、コード決済サービスの提案書を原規約等に定める以外の用途に使用してはならないものとし、またこれらを第三者に使用させてはならないものとします。

第12条（加盟店情報）

- 1.第3条第1項に基づき届け出た事項ならびに第4条第9項に定められる注文関連情報および決済関連情報は、原規約第26条（情報の収集および利用等）第1項(1)①に定める加盟店情報に含まれるものとします。
- 2.パスポート、運転免許証、住民票、健康保険証は、原規約第26条（情報の収集および利用等）第1項(1)⑤に定める「営業許可証等」に含まれるものとします。

第13条（有効期間）

本特約の有効期間は1年間とします。ただし、加盟店または両社が期間満了3ヵ月前までに契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本特約はさらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第14条（本特約の取扱いの終了）

- 1.原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了し、加盟店におけるコード決済サービスの取扱いも終了するものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本特約の取扱いもしくは一部の取扱いを終了すること（両社が取扱うコード決済サービスのうち特定のコード決済サービスにかかる本特約の取扱いを終了を含む）ができるものとします。また、ブランドホルダーは自己の判断で個々の加盟店に対するコード決済サービスを終了することができるものとし、この場合、両社と加盟店との間においても、本特約の取扱いは当然に終了するものとします。
- 3.本条第1項および第2項の規定にかかわらず、当社またはJCBは、加盟店が直前1年間にコード決済サービスの取扱いを行っていない場合については、予告することなく当該コード決済サービスの取扱いおよび当該コード決済サービスにかかる本特約の取扱いを終了することができるものとします。
- 4.本条第1項および第2項の規定にかかわらず、当社、JCBまたはブランドホルダーは社会情勢の変化、法令の改廃、その他両社の都合等により、コード決済サービスの運営を終了することがあり、この場合、両社は加盟店に対し事前に通知することにより、当該コード決済サービスの取扱いおよび当該コード決済サービスにかかる本特約の取扱いを終了することができるものとします。
- 5.本条第1項および第2項の規定にかかわらず、JCBとブランドホルダーとの間のコード決済サービスの取扱いに関する契約関係が終了した場合には、当該コード決済サービスの取扱いが終了するものとします。
- 6.本条による当該コード決済サービスにかかる本特約の取扱いの終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社、発行者およびブランドホルダーは一切の責を負わないものとします。
- 7.本条第1項から第5項までにより当該コード決済サービスにかかる本特約の取扱いが終了した場合、終了日までに行われたコード決済取引は有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該取引を原規約等に従い取扱うものとします。ただし、加盟店および両社が別途合意した場合はこの限りではありません。
- 8.当社は、原規約第36条（契約解除）に基づき本特約の取扱いまたはコード決済サービスの一部の取扱いが終了した場合、加盟店と既に立替払契約が成立している売上債権について立替払契約を解除するか、加盟店に対する精算金の支払いを保留することができるものとします。この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 9.加盟店は、当該コード決済サービスの取扱いが終了した場合、直ちに加盟店の負担において、広告媒体から当該コード決済に関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、両社が加盟店に交付した当該コード決済サービスに関する取扱関係書類、ブランドホルダーの営業上の秘密を含む資料等および印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却または廃棄するものとします。

第15条（特約の改定）

両社が本特約または本特約に付随する個別特約の変更内容を通知または加盟店規約閲覧ページに公表した後において加盟店が会員に対してコード決済取引を行った場合には、加盟店は新しい特約を承諾したものとみなします。

第16条（適用）

- 1.本特約の規定と個別特約の規定が矛盾または抵触する場合には、個別特約の規定が優先するものとします。なお、個別特約が追加される都度、個別特約は本特約末尾に記載されます。
- 2.コード決済サービスの取扱いにおいては、本特約の規定と原規約の規定が矛盾または抵触する場合には、本特約の規定が優先するものとし、原規約（第12条に定める通信販売の方法に関する規定を含むが、これに限られない）は適用されないものとします。
- 3.本特約に規定のない事項については、原規約（ただし、合理的な限度で読み替える。また、合理的な限度で、以下の各号に従い読み替える）の定めに従うものとします。
 - (1)「本規約」を「本規約およびコード決済取扱通信販売加盟店特約A」に読み替えます。
 - (2)「信用販売」を「コード決済取引」に読み替えます。
 - (3)「立替払金」を「精算金」に読み替えます。

(SCD05・00555・20260401)

<コード決済の締切日・支払日>

20260401

締切日	支払日
15日	当月末日
末日	翌月15日

※支払日の15日・末日が、金融機関休業日の場合は、15日は翌営業日・末日は前営業日に払い込みさせていただきます。ただし、年末年始等は前文の定めとは異なる取扱いとなる場合があります。